

議案第68号

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、傷病補償年金等と他の法律による年金たる給付が併給される場合の調整率が引き上げられたことに鑑み、本市の非常勤の職員についてもこれに準じた措置を講じる必要があるによる。

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年福岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。